

令和3年度

第11回定例農業委員会会議録

令和4年2月21日 開催

令和4年2月21日 閉会

(場所) 綾川町立生涯学習センター

令和3年度 第11回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第3号

令和3年度 第11回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年2月17日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和4年2月17日

場所 綾川町立生涯学習センター

開会 令和4年2月21日 午前 10時00分

閉会 令和4年2月21日 午前 10時50分 (会期1日)

第1日目(2月21日)

出席委員 17名

1番	中添 文彦	8番	笹川 武義	15番	滝川 廣男
2番	谷本 利信			16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
		12番	藤滝 健造	19番	丸尾 説男
		13番	三好 満		
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

議事録署名委員

19番 丸尾 説男 委員、 3番 三好 直樹 委員

欠席

5番 森 健人 委員、 6番 福家 範行 委員、 9番 井脇 弘幸 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 主査 渡邊 宏樹 主任主事 岩部 有起

副主幹 大林 栄司

傍聴人 0人

議事日程

令和 4 年 2 月 21 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について
- 第 6 議案第 4 号 現況証明（農委分）について
- 第 7 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項
【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 9 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 4 年 2 月 農業委員会議事録

午前 10 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 3 年度第 11 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、5 番 森 健人 委員、6 番 福家 範行 委員、9 番 井脇 弘幸 委員の 3 名です。よって、農業委員出席者は、16 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、19 番 丸尾 説男 委員、3 番 三好 直樹 委員を指名します。



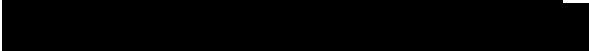

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明致します。今月は、5 件です。

議案第 1 号-1

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： 
譲渡人： 
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は譲受人が小作人として管理している農地であり、県外

に居住し農地を手放したいと考えていた譲渡人と小作人である譲受人との間で、話がまとまったため申請に至ったものです。なお、申請地に関する残存小作権は今月の解約案件（案件第3号）で記載されておりますが、令和4年2月1日をもって解約されております。

譲受人の経営面積は7,768㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業歴としては、50年、農作業の従事日数は、200日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラックを各1台所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は1km、車で3分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、県外に居住し財産の処分を検討していた譲渡人と、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。申請地は、利用権の設定はしていないものの20年以上にわたって譲受人が管理しており、自宅の目の前にある農地ということもあるため、譲受人に所有権を移転したいという話になりました。

譲受人の経営面積は13,081㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、白菜やナス等の野菜です。

譲受人の農作業歴としては、40年、農作業の従事日数は、180日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、田植機、トラックを各1台所有しています。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は10m、徒歩で1分未満と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-3

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： [REDACTED]

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、[redacted]に居住しており[redacted]に所在する農地の管理に苦慮していた譲渡人と、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。譲渡人は[redacted]でも営農する農地があるため、自宅から離れた申請地を手放すことで、自身の営農及び申請地の今後の管理を効率的に実施するため進められました。

譲受人の経営面積は 16,269.92 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業歴としては、30 年、農作業の従事日数は、300 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、動噴、トラック及びバンを各 1 台、草刈り機を 2 台所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 500m、車で 5 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-4

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、町外に居住し土地の処分を考えていた譲渡人と、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

議案書には譲受人の経営面積は表示されていませんが、親世帯の経営面積が 3,725 m²あり、農家世帯としては下限面積を超えております。また譲受人の現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、イモ、カボチャ、イチジクです。

譲受人の農作業歴としては、22 年、農作業の従事日数は 70 日ですが、譲受人の他に妻、父、母の 4 名が農業に従事する計画となっており、技術及び労働力は十分であると判断できます。

機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラック各 1 台、草刈り機 4 台、農舎 100 m²を所有しています。また、イモ、カボチャ、イチジクの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 2.2 k m、車で 4 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しない

いことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-5

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢化により経営縮小を考えていたところ、一昨年新規就農し経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 5,401 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業歴としては、5 年、農作業の従事日数は 100 日ですが、叔父及び母の労働力があり、技術及び労働力は十分であると判断できます。

機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラックを各 1 台所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 18km、車で 30 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、今月は 5 件の申請です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 1 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 2 号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。今月は 1 件です。

議案第 2 号-1

地図・図面： [REDACTED]
申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人：

形態： 一時転用

用途： その他業務用地

施設の概要： 露天駐車場（27 台分）

申請事由： 駐車場

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、昭和 27 年に設立。土木建築建設工事業を営む法人です。

申請地の南東部にある産業廃棄物最終処分場の拡張工事の施工に伴い、作業員最大で 30 名程度の駐車場を確保する必要があり、県道を挟んだ現場事務所の駐車スペースでは手狭なため、27 台分を確保する計画です。

現場事務所及び工事現場に近い本申請地を選定し、譲渡人と賃貸借契約を結び申請に及んだものです。

【資金】 土地代 30 万円/年（賃貸借） 造成費 700 万円、建築費 0 万円
自己資金 730 万円、借入金 0 万円 合計 730 万円

【期間】 令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日（3 年 9 カ月間）

【造成】 盛土（現場発生土）H=5.0m（最大）、切土 H=3.7m（最大）
コンクリート擁壁 H=0.5～1.6m

【排水】 雨水：U 型水路設置し最終柵より北側県道側溝へ放流、 汚水：なし

【他法令許可】 公共用財産使用許可済

【水利】 地元自治会（水利組合なし）

【隣接同意】 該当なし

以上、1 件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第 3 号農地法第 5 条事業計画変更申請について、説明します。今月は 1 件です。

議案第 3 号-1

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

申請者：

用途： その他業務用地

施設の概要： 露天資材置場

申請事由： 期間延長 当初 R3.12.1～R4.3.31（4 カ月間）

変更後 R3.12.1～R4.9.30（10 カ月間）

説明：【理由】 本申請は、令和3年10月に申請され令和3年12月から令和4年3月までの計画で一時転用の許可受け現在使用中です。

受注している水道工事の工期延長が確実となり、その工期に合わせて資材置場が必要となるため、計画変更申請に至ったものです。

変更内容は、期間延長のみで、その他の変更はありません。

【資金】 全体事業費の変更なし

【期間】 令和3年12月1日から令和4年9月30日まで
トータル10カ月間

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません。（変更なし）

【排水】 雨水：自然浸透
汚水：なし（変更なし）

【他法令許可】 変更に伴う新たな協議等は該当なし

【水利】【隣接同意】

工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第4号現況証明について、説明します。今月は2件です。

議案第4号-1

地図・写真：

申請地：

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人：

申請理由： 申請地は、自宅から離れていることで耕作に不便なこともあり、休耕中に周辺の山林から雑木が入り込み、現在は森林の様相を呈しており、周辺農地も休耕となっている状況です。

以上の状況から非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

議案第4号-2

地図・写真：

申請地：

現況地目： 農道

利用状況： 道路

申請人： [REDACTED]

申請理由： 申請地は、平成9年頃から町道の取り合わせ部分が鋭角で、進入に不便であったためすみ切りし、農道として利用しています。営農を行ううえでの利便性を高めるための農道として使用し、農業用施設であることから、非農地証明をしたとしても問題はないと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第4号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号についてです。なお、案件第4号、5号に三好直樹委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは事務局より説明を願います。

事務局

はい。第4号、5号案件について、説明します。

P.7をご覧ください。

議案第5号-4

所在： [REDACTED]

利用権： 使用貸借権

貸付人： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

借受人経営面積： 13,532 m²

利用目的： 水稲

期間： R4.3.1～R7.2.28 (3年間)

議案第5号-5

所在： [REDACTED]

利用権： 使用貸借権

貸付人： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

借受人経営面積： 13,532 m²

利用目的： 水稲

期間： R4.3.1～R7.2.28 (3年間)

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第4号、5号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の、案件第4号、5号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

続きまして、案件第6号に國重義廣委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【退室】

議長

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第6号案件について、説明します。

P.8をご覧ください。

議案第5号-6

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 71,333 m²

利用目的： 水稲、麦

賃料： 年間10a当たり5,000円

期間： R4.3.1～R10.2.29（6年間）

以上、審議のほどよろしくをお願いします。

議長

案件第6号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の、案件第6号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。國重委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 9 号に谷本利信委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第 9 号案件について、説明します。

P.10 をご覧ください。

議案第 5 号-9

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 50,309 m²

利用目的： 水稲、麦

賃料： 年間 10 a 当たり 5,000 円

期間： R4.3.1～R7.2.28 (3 年間)

以上、審議のほどよろしくをお願いします。

議長

案件第 9 号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 5 号の、案件第 9 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。谷本委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 10 号に大野政則委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは事務局より説明を願います。

事務局

はい。第 10 号案件について、説明します。

P.10 をご覧ください。

議案第 5 号-10

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 26,024 m²

利用目的： 野菜

賃料： 年間 10 a 当たり 5,000 円

期間： R4.3.1～R7.2.28 (3 年間)

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第 10 号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 5 号の、案件第 10 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。大野委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.6～P.15 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 14 件 合計 21,751 m²

内訳

新規契約： 1 番～3 番、7 番～8 番 5 件 8,479 m²

更新契約： 11番～19番 9件 13,272 m²
以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第5号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号についてです。なお、案件第12号、13号に三好満委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第12号、13号案件について、説明します。

P.22をご覧ください。

議案第6号-12

所在： [REDACTED]
利用権： 賃貸借権
貸付人： [REDACTED]
借受人： [REDACTED]
転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構
借受人経営面積： 132,155 m²
利用目的： 水稲・麦
賃料： 年間10a当り5,000円
期間： R4.3.1～R10.2.29 (6年間)

議案第6号-13

所在： [REDACTED]
利用権： 賃貸借権
貸付人： [REDACTED]
借受人： [REDACTED]
転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構
借受人経営面積： 132,155 m²
利用目的： 水稲・麦
賃料： 年間10a当り5,000円
期間： R4.3.1～R10.2.29 (6年間)

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 12 号、13 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 6 号の、案件第 12 号、13 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.16～P.23 をご覧ください。

契約件数： 12 件 合計 33,983 m²

新規契約： 3 番～4 番、6 番～11 番 8 件 16,740 m²

更新契約： 1 番～2 番、5 番、14 番 4 件 17,243 m²

変更契約： なし

貸付先としましては、1 番～2 番を [REDACTED] へ、3 番～4 番を

[REDACTED]、5 番及び 14 番を [REDACTED] へ、6 番を [REDACTED] へ、7 番を [REDACTED] へ、8 番を

[REDACTED] へ、9 番を [REDACTED] へ、10 番を [REDACTED] へ、11 番を [REDACTED]

へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第 6 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

事務局

報告第 1 号農地法第 18 条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は 5 件です。

報告 1 - 1

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED]

解約日：令和 4 年 1 月 13 日

説 明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-2

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人： 高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED]

解約日： 令和 4 年 1 月 13 日

説 明： 耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-3

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

解約日： 令和 4 年 2 月 1 日

説 明： 売買のための残存小作権の解約で、離作補償はありません。

(議案第 1 号の第 1 号案件)

報告 1-4

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

解約日： 令和 4 年 1 月 20 日

説 明： 農業廃止による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-5

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

解約日： 令和 4 年 1 月 27 日

説 明： 売買のための利用権の解約で、離作補償はありません。

(議案第 1 号の第 5 号案件)

以上 5 件です。よろしく申し上げます。

議長

報告第 1 号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された第1号議案から第6号議案のうち、第5号議案の案件第4号、5号、6号、9号、10号及び、第6号議案の案件第12号、13号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第11回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 10時 50分

閉会